

# ハツ場ダムの建設に関する基本計画

当初計画

建設省告示 第 1284号

昭和 61年 7月 10日

第 1 回変更

国土交通省告示第 1475号

平成 13年 9月 27日

第 2 回変更

国土交通省告示第 1164号

平成 16年 9月 28日

第 3 回変更

国土交通省告示第 1121号

平成 20年 9月 12日

国 土 交 通 省

## ハッ場ダムの建設に関する基本計画

### 1 建設の目的

#### (1) 洪水調節

ハッ場ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 3,900 立方メートルのうち、毎秒 2,400 立方メートルの洪水調節を行う。

#### (2) 流水の正常な機能の維持

吾妻川における流水の正常な機能の維持と増進を図る。

#### (3) 水道

群馬県に対し、別途手当される農業用水の合理化により行われるかんがい期における用水の確保（以下「別途手当」という。）と合わせて、新たに1日最大 172,800 立方メートル、藤岡市に対し、新たに1日最大 21,600 立方メートル、埼玉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大 857,100 立方メートル、東京都に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大 499,300 立方メートル、千葉県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大 126,100 立方メートル、北千葉広域水道企業団に対し、新たに1日最大 30,200 立方メートル、印旛郡市広域市町村圏事務組合に対し、新たに1日最大 46,700 立方メートル、茨城県に対し、新たに1日最大

94,200 立方メートルの水道用水の取水を可能ならしめる。

(4) 工業用水道

群馬県に対し、別途手当と合わせて、新たに1日最大30,200立方メートル、千葉県に対し、新たに1日最大40,600立方メートルの工業用水の取水を可能ならしめる。

(5) 発電

八ッ場ダムの建設に伴って新設される八ッ場発電所において、最大出力11,700キロワットの発電を行う。

2 位置及び名称

(1) 位置

利根川水系吾妻川

右岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山

左岸 群馬県吾妻郡長野原町大字川原畑字八ッ場

(2) 名称

八ッ場ダム

3 規模及び型式

(1) 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。）116.0メートル

(2) 型 式

重力式コンクリートダム

4 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配  
分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量

最高水位は、標高 583.0 メートルとし、総貯留量は、  
107,500,000 立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

最低水位は、標高 536.3 メートルとし、有効貯留量  
は、総貯留量のうち標高 583.0 メートルから標高 536.3  
メートルまでの有効水深 46.7 メートルに対応する貯留量  
90,000,000 立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水期（毎年 7 月 1 日から 10 月 5 日までの間をい  
う。以下同じ。）においては、洪水調節を行う場合を除  
き、水位を標高 555.2 メートル以下に制限するものとす  
る。

洪水調節は、洪水期において標高 583.0 メートルから  
標高 555.2 メートルまでの容量最大 65,000,000 立方メ  
ートルを利用して行うものとする。なお、洪水調節は、非

洪水期（毎年10月6日から翌年6月30日までの間をいう。以下同じ。）においても予備放流により行うことができるものとする。

#### ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大1,313,000立方メートルとし、それ以外の期間においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大4,022,000立方メートルとする。

#### ハ 水道

群馬県の水道用水として、渋川地点下流において、別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年9月26日から翌年5月31日までの間において新たに1日最大172,800立方メートルの取水を、藤岡市の水道用水として、渋川地点下流において、新たに1日最大21,600立方メートルの取水を、埼玉県の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大57,900立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年3月31日までの間において新たに1日最大799,200立方メートル、毎年4月1日から4月10日

までの間において新たに1日最大 643,800 立方メートル、毎年4月11日から4月15日までの間において新たに1日最大 320,000 立方メートルの取水を、東京都の水道用水として、利根大堰地点下流において、新たに1日最大 451,000 立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年4月15日までの間において新たに1日最大 48,300 立方メートルの取水を、千葉県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大 85,500 立方メートル及びこのほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年10月1日から翌年3月31日までの間において新たに1日最大 40,600 立方メートルの取水を、北千葉広域水道企業団の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大 30,200 立方メートルの取水を、印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水として、布川地点下流において、新たに1日最大 46,700 立方メートルの取水を、茨城県の水道用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大 94,200 立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の水道用水のための貯留量は、別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メー

トルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 265,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 7,004,000 立方メートルとする。

藤岡市の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 322,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 986,000 立方メートルとする。

埼玉県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,180,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 3,058,000 立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 6,533,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 30,935,000 立方メートルとする。

東京都の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2メートルから標高 536.3メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 9,191,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 23,824,000 立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2メートルから標高 536.3メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 51,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 1,828,000 立方メートルとする。

千葉県の水道用水のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2メートルから標高 536.3メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 1,743,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 4,518,000 立方メートルとし、このほか別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高 555.2メートルから標高 536.3メートルまでの容量 25,000,000 立方メートルのうち最大 43,000 立方メートル、非洪水期においては標高

583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容量  
90,000,000立方メートルのうち最大 1,417,000立方メ  
ートルとする。

北千葉広域水道企業団の水道用水のための貯留量  
は、洪水期においては標高 555.2メートルから標高  
536.3メートルまでの容量 25,000,000立方メートルのう  
ち最大 616,000立方メートル、非洪水期においては標  
高 583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容量  
90,000,000立方メートルのうち最大 1,597,000立方メ  
ートルとする。

印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水のため  
の貯留量は、洪水期においては標高 555.2メートルから  
標高 536.3メートルまでの容量 25,000,000立方メー  
トルのうち最大 951,000立方メートル、非洪水期におい  
ては標高 583.0メートルから標高 536.3メートルまでの容  
量 90,000,000立方メートルのうち最大 2,465,000立  
方メートルとする。

茨城県の水道用水のための貯留量は、洪水期におい  
ては標高 555.2メートルから標高 536.3メートルまでの容  
量 25,000,000立方メートルのうち最大 1,919,000立  
方メートル、非洪水期においては標高 583.0メートルから  
標高 536.3メートルまでの容量 90,000,000立方メー  
トルのうち最大 4,975,000立方メートルとする。

ただし、水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及び口に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

## 二 工業用水道

群馬県の工業用水として、渋川地点下流において、別途手当と合わせて通年取水を可能とするため、毎年9月26日から翌年5月31日までの間において新たに1日最大30,200立方メートルの取水を、千葉県の工業用水として、栗橋地点下流において、新たに1日最大19,900立方メートルの取水を、布川地点下流において、新たに1日最大20,700立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

群馬県の工業用水のための貯留量は、別途手当と合わせて通年取水を可能とするための貯留量として、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大46,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標高536.3メートルまでの容量90,000,000立方メートルのうち最大1,226,000立方メートルとする。

千葉県の工業用水のための貯留量は、洪水期においては標高555.2メートルから標高536.3メートルまでの容量25,000,000立方メートルのうち最大827,000立方メートル、非洪水期においては標高583.0メートルから標

高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルのうち最大 2,145,000 立方メートルとする。

ただし、工業用水道のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及び口に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

#### ホ 発電

八ッ場発電所の取水量は、毎秒 13.6 立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、洪水期においては標高 555.2 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 25,000,000 立方メートル、非洪水期においては標高 583.0 メートルから標高 536.3 メートルまでの容量 90,000,000 立方メートルとする。

ただし、発電のための取水は、イに規定する洪水調節、口に規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定する水道及びニに規定する工業用水道に支障を与えないように行うものとし、これらのための放流による場合を除き行ってはならない。

### 5 ダム使用権の設定予定者

群馬県（水道）

藤岡市（水道）

埼玉県（水道）

東京都（水道）

千葉県（水道）

北千葉広域水道企業団（水道）

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）

茨城県（水道）

群馬県（工業用水道）

千葉県（工業用水道）

群馬県（発電）

## 6 建設に要する費用及びその負担に関する事項

### (1) 建設に要する費用の概算額

約 4,600 億円

### (2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第 59 条、第 60 条第 1 項及び第 63 条の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額

建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 546 を乗じて得た額とする。

ロ 特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定に基づく群馬県（水道）、藤岡市（水道）、埼玉県（水道）、東京都（水道）、千葉県（水道）、北千葉広域水道企業団（水道）、印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）、茨城県（水道）、群馬県（工業用水道）及び千葉県（工業用水道）の負担額

群馬県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の20を乗じて得た額とする。

藤岡市（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の5を乗じて得た額とする。

埼玉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の168を乗じて得た額とする。

東京都（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の154を乗じて得た額とする。

千葉県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の33を乗じて得た額とする。

北千葉広域水道企業団（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の10を乗じて得た額とする。

印旛郡市広域市町村圏事務組合（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の15を乗じて得た額とする。

茨城県（水道）の負担額は、建設に要する費用の額から八に規定する負担額を減じた額に1,000分の31

を乗じて得た額とする。

群馬県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 4 を乗じて得た額とする。

千葉県（工業用水道）の負担額は、建設に要する費用の額からハに規定する負担額を減じた額に 1,000 分の 14 を乗じて得た額とする。

ハ 特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定に基づく群馬県（発電）の負担額

群馬県（発電）の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 1 を乗じて得た額とする。

## 7 工 期

昭和 42 年度から平成 27 年度までの予定